

事 務 連 絡  
令 和 4 年 3 月 8 日

法務局民事行政部首席登記官（第一法人登記担当） 殿  
法務局民事行政部首席登記官（第二法人登記担当） 殿  
法務局民事行政部首席登記官（法人登記担当） 殿  
地方法務局首席登記官（不動産登記担当を除く。） 殿

法務省民事局商事課 塚野補佐官

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（令和4年3月1日付け法務省民商第75号法務省民事局商事課長通知）の一部訂正について  
標記通知において、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いが示されているところですが、一部の引用条文の表記に誤りがあったため、別添のとおり差し替えをされたく、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。